

岩手県監査委員告示第 16 号

行政監査結果の公表（平成 16 年岩手県監査委員告示第 6 号）により公表した行政監査に係る改善又は検討を要する事項に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 12 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

地 企 第 907 号
平成 18 年 3 月 30 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増田 寛也

平成 16 年度行政監査に係る措置結果について

平成 17 年 3 月 4 日付け岩監総第 65 号で通知のありました行政監査の結果について、地域振興部に係るものを下記のとおり措置しましたので、地方自治法第 199 条第 12 項に基づき通知します。

記

監査対象補助金

地域活性化事業調整費（補助金）について

監査結果（改善又は検討を要する事項）	措 置 を 講 じ た 事 項
<p>1 補助金交付制度関係</p> <p>(1) 補助対象事業の区分及び補助率の適用について</p> <p>ア 調整費による補助制度の運用に当たっては、原則としてハード事業とソフト事業に分割して適用することとされているが、原則に応じた適正な事業の分割や補助金額の算定を行うためには、ハード事業及びソフト事業の分類に関する具体的な方法について明確に定めておく必要があると考えられるので、要綱等においてあらかじめ事業費の具体的な支出項目や金額基準等について列挙するなど、制度の明確化を図ることについて検討されたい。（本庁）</p>	<p>平成 18 年 3 月 27 日に地域活性化事業調整費の取扱いに関する Q&A（以下「取扱いに関する Q&A」という。）を制定し、ハード事業及びソフト事業の分類に関する具体的な考え方について明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、平成 18 年 3 月 24 日に地域活性化事業調整費交付要綱（以下「要綱」という。）を改正し、補助対象事業経費区分をハード事業及びソフト事業に分割し、それぞれの補助率が適正に適用されよう様式を改正し、制度の明確化を図った。</p>

<p>イ イベント等の補助事業の実施に伴う参加料等に関する補助制度上の取扱いの統一化を図るため、当該参加料等による受益者負担金等の特定財源を補助対象経費に含めることについての適否やその範囲等に関する制度の明確化を図ることについて検討されたい。(本庁)</p>	<p>受益者負担金等の特定財源については、補助対象事業に要する経費から控除し、事業実施主体が自ら負担すべき経費を補助対象経費とするよう取扱いを統一化するため「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、事業収入の内容が補助対象経費なのか補助対象外経費なのか区分して記載するよう要綱の様式を改正し、制度の明確化を図った。</p>
<p>(2) 収支予算(精算)書について</p> <p>ア 事業計画における経費の配分や内訳を具体的に把握し、適正な事業の採択事務を行うため、収支予算(精算)書における支出区分欄の項目の記載方法を制度上明確化し、運用の統一化を図ることについて検討されたい。(本庁)</p>	<p>支出区分欄項目の記載方法について、事業計画における経費の配分や内訳を具体的に記載するよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、収支予算(精算)書の支出区分欄項目を事業費と事務費とに区分し経費の配分が把握できるよう要綱の様式を改正し、運用の統一化を図った。</p>
<p>(3) 事業内容の変更等について</p> <p>ア 補助事業の計画的な執行と適正な管理を行うため、事業計画書における事業の実施期間の変更が生じた場合における取扱いの明確化を図ることについて検討されたい。(本庁)</p>	<p>事業実施期間を変更する場合は、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)第6条第4号において、知事に報告してその指示を受けることと規定されているが、改めて「取扱いに関するQ&A」に明記するとともに、報告する様式を定め、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p>
<p>イ 収支予算書の支出区分の項目の新たな追加や各項目における金額の大幅な増減については、事業内容の妥当性や経済性の観点から十分な確認を行う必要があると考えられることから、これらの場合における事業変更承認の手続の必要性について検討されたい。(本庁)</p>	<p>支出区分項目の新たな追加は、交付決定時に把握していないものであることから、事業変更承認の手続が必要である旨「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p>
<p>(4) 補助金交付指令、交付決定前着手届の取扱いについて</p> <p>ア 補助金交付指令、交付決定前着手届等の補助事業の執行上不可欠な事務の取扱いについては、要綱等において整備し、制度の明確化を図ることについて検討されたい。(本庁)</p>	<p>補助金交付指令、交付決定前着手届等の事務の取扱いについて「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p>
<p>イ 財産の取得や増加を伴う補助事業においては、補助対象施設設備を補助の目的に従い適正に管理させるため、規則第19条に基づく財産の処分の制限について補助金交付の条件として明確に定め、運用の統一化を図ることについて検討されたい。(本庁)</p>	<p>財産処分制限について補助金交付の条件として附すよう「取扱いに関するQ&A」に明記するとともに、財産処分制限について補助金交付の条件として盛り込んだ補助金交付指令のひな型を例示し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底し、運用の統一化を図った。</p>

<p>2 事業の採択、補助金交付決定等関係</p> <p>(1) 事業計画等について</p> <p>ア 事業計画内容の確認に当たっては、補助対象経費の内訳を十分に把握できるよう収支予算（精算）書には事業実施主体における収支の内容を具体的に記載させるとともに、事業計画書に事業費の積算の根拠となる見積書、設計図書、図面、仕様書等を添付させるなどの方法により、事業計画の具体的内容の把握を行う必要があると考えられるので、今後適正な事務処理に努められたい。（北上、宮古、久慈、二戸）</p>	<p>収支予算（精算）書には、事業実施主体における収支の内容を具体的に記載するよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、事業計画を具体的に把握するため、見積書、設計図書、図面、仕様書等を事業計画書に添付するよう指導し、改善を図った。</p>
<p>イ 事業計画内容の確認に当たっては、事業の適正な執行が確保されるよう、事業実施主体の定款、規約、構成員の名簿その他の関係書類の提出を求めて十分な事業実施主体の適格性を把握する必要があると考えられるので、今後適正な事務処理に努められたい。（千厩、遠野、宮古）</p>	<p>事業実施主体の適格性の把握方法について「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、事業実施主体の定款、規約、構成員の名簿その他の関係書類により、事業実施主体としての適格性を把握するよう指導し、改善を図った。</p>
<p>(2) 補助金交付決定等について</p> <p>ア 県の補助金交付指令により補助事業者から間接補助事業者に対して補助金の交付の条件として付さなければならないこととされている事項については、補助事業者から間接補助事業者に対する補助金の交付の条件として交付契約書等に記載の上十分な周知が図られる必要があることから、今後適正な指導に努められたい。（花巻、北上、水沢、一関、千厩、大船渡、宮古）</p>	<p>補助事業者から間接補助事業者に対して補助金の交付の条件として付さなければならないことについて「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、交付契約書等のひな型を例示し、交付の条件として付さなければならないことを指導し、改善の徹底を図った。</p>
<p>イ 補助事業者が課税事業者である場合における補助金の交付に当たっては、事業実施主体が課税事業者であるか否かの十分な確認を行うとともに、消費税相当額を含めて交付申請が行われた場合には、あらかじめ消費税仕入控除税額が確定した場合には、これを返還すべき旨の交付条件を付す必要があると考えられるので、今後適正な事務処理に努められたい。（花巻、釜石、宮古、二戸）</p>	<p>補助事業者が課税事業者である場合における補助金の交付の条件及び確認する事項について「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、間接補助事業者が消費税の課税事業者であるか否かについて十分確認するよう指導し、改善の徹底を図った。</p>
<p>ウ 補助金の交付決定に当たっては、定められた補助金の交付申請書の提出期限を遵守させるなど必要な指導を行うとともに、今後適正かつ速やかな事務処理に努められたい。（盛岡、水沢、千厩、釜石、宮古）</p>	<p>補助金交付申請書提出期限の遵守について「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、交付申請書を期限までに提出するよう指導し、改善の徹底を図った。</p>

<p>エ 交付決定前着手届は、補助金の交付決定の手続における例外的取扱いであるとされていることから、事業の執行上やむを得ず交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その着手の理由や条件等についての十分な確認を行うとともに、当該手続の漏れや遅延が生じることのないよう今後適正な事務処理に努められたい。(盛岡、一関、大船渡、二戸)</p>	<p>交付決定前に事業着手する場合の理由や条件等について十分に確認を行うよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、交付決定前に着手した事業の交付申請手続の漏れや遅延が生じることのないよう指導し、改善の徹底を図った。</p>
<p>(3) 事業変更承認について</p> <p>ア 補助対象事業費の総額の20パーセントを超える増減は、事業変更承認を要するものとされていることから、今後適正な事務処理に努められたい。(水沢)</p>	<p>補助対象事業費総額の20パーセントを超える増減については、要綱第3で、事業変更承認を要するものと定めているが「取扱いに関するQ&A」に改めて明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、事業実施主体には、市町村から周知徹底するよう指導し、改善を図った。</p>
<p>イ 補助事業の実施主体の変更は、事業目的に影響を及ぼす重要な変更であり、事業変更承認の手続きにより十分な内容の確認を行う必要があると考えられることから、今後適正な事務処理に努められたい。(千厩)</p>	<p>事業実施主体から他の団体へ補助金の一部を交付することは、事業目的に影響を及ぼす重要な変更であり、事業実施主体の変更承認申請が必要になる旨「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、事業実施主体には、市町村から事業検討時に実施主体の構成について十分検討するよう指導し、改善を徹底することとした。</p>
<p>ウ 事業変更承認に当たっては、具体的な変更の理由や経費の内訳資料等の提出を求めて、十分な内容の確認を行う必要があると考えられることから、今後適正な事務処理に努められたい。(北上、宮古)</p>	<p>事業変更承認に当たっては、変更理由や変更内容の確認を十分に行い、経費の内訳資料等の提出を求めて確認するよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、事業内容の変更に関して補助事業者と間接補助事業者相互に密な連絡調整に努めるよう指導し、改善の徹底を図った。</p>
<p>エ 補助事業者から県に対する事業変更承認の申請は、要綱において変更の理由が生じた日から15日以内に提出することとされていることから、定められた提出期限を遵守するよう今後適正な指導に努められたい。(一関、宮古、二戸)</p>	<p>事業変更承認の提出期限は、要綱第7で定めているが「取扱いに関するQ&A」に改めて明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、変更承認申請の提出期限を遵守するよう指導し、改善の徹底を図った。</p>

<p>3 補助事業の完了確認、補助金交付等関係</p> <p>(1) 完了確認、補助金交付事務について</p> <p>ア 補助事業の完了確認に当たっては、今後適正な完了確認者の指名手続に基づき執行するよう努められたい。(盛岡)</p>	<p>完了確認者の指名手続については、会計規則に基づき事務処理を行うよう改めて「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局に周知徹底を図った。</p> <p>また、完了確認時は、確認者が指名された者なのか再確認を行い、変更が必要な場合は事前に変更措置を行うこととするよう振興局内で、文書により確認し、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>イ 間接補助事業における県の補助事業者に対する完了確認に当たっては、補助事業者が間接補助事業者に対して行った完了確認の実施日やその結果等を明らかにした書類の提出を求めるなど、補助事業者における確認の内容を十分に調査する必要があると考えられることから、今後適正な事務処理に努められたい。(北上、一関、大船渡)</p>	<p>完了確認は、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを十分に調査しなければならないものである旨「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村の会計規程やその適用方法を確認・調査し、任意様式による確認調書を市町村に対し作成するよう求め、改善を図った。</p>
<p>ウ 補助事業者から県に対する完了報告は、事業の管理や完了確認を適切に行うためにも、事業の完了後すみやかに提出させるよう今後適正な指導に努められたい。(盛岡、北上、水沢、千厩、大船渡、遠野、宮古、久慈、二戸)</p>	<p>完了報告は、完了した日から起算して1月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出するよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、事業完了後すみやかに完了報告を提出するよう指導し、改善の徹底を図った。</p>
<p>(2) 事業の実施内容等について</p> <p>ア 補助事業の実施に当たっては、事業の趣旨、目的に照らし、実施する業務の必要性について十分に確認を行う必要があると思われるので、今後適正な事務処理に努められたい。(二戸)</p>	<p>補助事業の実施に当たっては、事業の趣旨、目的に照らし、実施する業務の必要性について十分に確認する必要がある旨を「取扱いに関するQ&A」に改めて明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、事業の実施内容等について十分に確認を行うよう指導し、改善を図ることとした。</p>
<p>イ 補助事業の実施に当たっては、事業の経済性の観点から、複数者による経済比較による発注に努めるとともに、1者指名随意契約による場合はその理由について明確に整理しておくべきであると考えられるので、今後適正な指導に努められたい。(盛岡、花巻、北上、一関、千厩、大船渡、遠野、釜石、宮古、久慈、二戸)</p>	<p>物品購入等の発注に当たっては、1者指名随意契約の場合の明確な根拠について、申請書の添付資料として併せて提出するよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、当該目的を達成するために、最小の経費で最大の効果をあげるることについて確認するよう指導し、改善を図った。</p>

<p>ウ 事業の完了確認に基づき補助金を交付した後は、事業実施主体においてすみやかに支払事務を完了させるよう今後適正な指導に努められたい。(久慈)</p>	<p>事業実施主体が、補助金の精算額を受領した場合は、速やかに発注者へ支払いするよう「取扱いに関するQ&A」に改めて明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、事業実施主体においてすみやかに支払い事務を完了させるよう指導し、改善を図った。</p>
<p>4 財産の管理、利用状況の把握等関係</p> <p>(1) 関係書類の保管、財産管理について</p> <p>ア 補助事業に係る帳簿や収入支出についての証拠書類は、補助金交付の条件として定められた期間中は補助事業者等において適切に保存されるよう今後適正な指導に努められたい。(盛岡、水沢、千厩、宮古、久慈)</p>	<p>帳簿や収入支出についての証拠書類の保存については、間接補助事業者への契約書等にも明示し適切に保存する必要があることを「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知の徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、当該収入及び支出についての証拠書類を5年間保存するよう指導し、改善の徹底を図った。</p>
<p>イ 補助事業により導入した施設設備については、当該施設設備の所有や管理方法を明確にするため、事業実施主体における財産台帳や管理方法に関する関係書類を整備しておくとともに、事業採択時においても、事業完了後の財産の管理方法について十分な確認を行う必要があると考えられるので、今後適正な事務処理に努められたい。(盛岡、北上、水沢、千厩、宮古)</p>	<p>補助事業により導入した施設設備については、事業完了後の財産の管理方法について効率的な使用を図る必要があるので、財産台帳等の所有を証する書類を整備のうえ保存し、適正に財産を管理するよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知の徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、財産台帳や管理方法に関する関係書類を整備するよう指導し、改善を図った。</p>
<p>ウ 補助事業者の委託により購入した物品については、補助事業者において財産台帳を整備するなど適切な財産管理を行う必要があることから、今後適正な指導に努められたい。(釜石)</p>	<p>補助事業者の委託により購入した物品については、補助事業者において財産台帳を整備するよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知の徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、補助事業者において財産台帳を整備するなど適切な財産管理を行うよう指導し、改善の徹底を図った。</p> <p>なお、監査対象となった事案については、補助事業者において備品台帳を整備させ改善した。</p>
<p>(2) 利用状況の把握について</p> <p>ア 補助事業の目的達成の検証には特に意を用いなければならぬものであり、補助対象の施設設備や成果品の利用状況の把握は、当該事業の有効性を検証するうえで重要であると考えられるので、取扱通知に基づき今後適正な利用状況の把握に努められたい。(各局共通)</p>	<p>補助事業目的達成の検証については、毎年度通知する地域活性化事業調整費事務取扱い(以下「事務取扱」という。)で、最低3年間は利用状況等を調査することと規定しているが、改めて事業効果の検証を行うよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p>

<p>5 補助事業の成果等関係</p> <p>ア 実証試験を目的とする施設設備等の導入事業においては、当該試験の実施結果に関する成果資料の提出を求めるなどして事業の効果や有効性を確認することが望ましいと考えられるので、今後適正な事務処理に努められたい。(花巻、北上、千厩)</p>	<p>事業の効果や有効性を確認するため、試験結果報告書の事業完了時提出の義務化、導入事業完了後の追跡成果調査など、事業効果の検証確認について「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知の徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、事業実施結果に関する成果資料の提出を求めるなどして確認するよう指導し、改善を図った。</p>
<p>イ 調整費による補助事業は、その対象とされる事業範囲が極めて広範であり、また、先導的なモデル事業の性質を有するものも実施されていることから、事業の目的、目的達成のための詳細な事業の実施方法、目標指標等を明確にした具体性のある事業計画に基づいて、事業の有効性や内容の妥当性等について十分な確認を行う必要があると考えられるので、今後適正な事務処理に努められたい。(宮古、花巻、水沢)</p>	<p>本制度は、地方振興局が管内の各分野にわたる事業の調整、補完、市町村と一体となった地域振興施策の支援、誘導、地域づくりの機運の醸成、地域の活性化、あるいは地方振興局と市町村との連携や広域的な連帯感の醸成を図るために実施するものであることから、事務取扱において、最低3年間は利用状況等を調査することと規定しているが、改めて事業効果の検証を行うよう「取扱いに関するQ&A」に明記し、各地方振興局及び各市町村に周知徹底を図った。</p> <p>また、市町村担当者会議等において、調査研究・実証事業の成果のとりまとめ等については、完了確認時に成果を確認するよう指導し、改善の徹底を図った。</p>